

## I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

### 1 入札に付する事項

#### (1) 購入する物品

真空凍結乾燥機

#### (2) 購入する物品の規格、機能、特質等

真空凍結乾燥機仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### (3) 購入数量

1 台

#### (4) 納入期限

令和 8 年 3 月 3 1 日（火曜日）

#### (5) 納入場所

仕様書のとおり。

### 2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

#### (1) 必要な資格

次の①～⑥のすべてに該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 5 6 年徳島県告示第 2 6 号）第 4 条第 1 項の規定による審査により資格を有すると認められた者
- ③ ②の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
- ④ 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、5 に示す提出期限までに提出場所へ提出し、審査の結果「適合」と認められた者
- ⑤ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
- ⑥ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者

#### (2) 資格審査の申請の方法

2 の（1）の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第 1 号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県企画総務部管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して入札の 1 週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地 徳島県庁 4 階  
徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話 088-621-2067  
ファクシミリ 088-621-2828  
電子メールアドレス kanzaika\_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

### 3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページよりダウンロードする。  
なお、仕様の変更があった場合、ホームページで通知する。

### 4 問合せ等について

#### (1) この入札についての問合せ先

所在地 徳島県徳島市八万町向寺山  
所属名 徳島県立二十一世紀館 総務担当  
電話 088-668-1111 (代表)  
ファクシミリ 088-668-7196  
電子メールアドレス nijuuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp

#### (2) 問合せについての受付期間

問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。  
ファクシミリについては「入札に関する質問書」(質問様式)を使用して問合せを行うこと。  
なお、期間については、おおむね応札仕様書等の提出期限の3日前までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。  
問合せに対する回答は、徳島県ホームページに掲載する。

### 5 応札仕様書等について

#### (1) 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### (2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

##### ① 提出期限

令和7年9月11日(木曜日)

##### ② 提出場所

所在地 徳島県徳島市八万町向寺山  
所属名 徳島県立二十一世紀館 総務担当

##### ③ 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合は、休館日(9月1日及び9月8日)を除く午前9時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に提出すること。

郵送の場合は書留郵便によることとし、令和7年9月11日(木曜日)午後5時必着とする。なお、封筒の表面に「真空凍結乾燥機1台の入札に係る応札仕様書在中」と朱書きすること。

## 6 入札手続等

### (1) 入札及び開札執行の日時及び場所

- ① 日時  
令和7年9月18日（木曜日）午後2時
- ② 場所  
徳島県徳島市八万町向寺山  
徳島県立二十一世紀館 会議室
- ③ 入札書の提出方法  
持参

### (2) 入札の方法等

- ① 入札の方法  
「真空凍結乾燥機1台の総価」で行う。
- ② 入札書の作成、提出等  
入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。
  - ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
  - イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
  - ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。  
「入札金額」は、「真空凍結乾燥機 1台」の総価を記載すること。  
代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。
  - オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。  
この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
  - カ 「住所」及び「氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
    - (ア) 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
    - (イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。
  - キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
  - ク 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却し

ない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

**(3) 入札の無効**

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

② 記名のない入札

③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。

ウ 「入札物件」で物件名及び数量（数量については、特に指定した場合を除く）の記載のないものまたは記載を誤ったもの。

エ 「住所」及び「氏名」の記載を誤ったもの。

④ 同一事項に対してした2通以上の入札

⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札

⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

⑦ 郵便によりした入札

⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

**(4) 開札**

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

**(5) 落札**

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 7 契約の締結について

### (1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

### (2) 契約条項

契約書（案）によることとする。

### (3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島県徳島市八万町向寺山

所属名 徳島県立二十一世紀館 総務担当

### (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (5) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

## 8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

## 9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

## Ⅱ 提出書類一覧表

### 1 応札仕様書等提出時

#### (1) 応札仕様書等

応札仕様書等には、入札参加者の住所、商号、代表者役職名、代表者氏名を記入すること。

郵送（書留郵便による。）により応札仕様書等を提出する場合は、封筒の表面に「**真空凍結乾燥機 1 台の入札に係る応札仕様書在中**」と**朱書き**すること。

##### ① 応札仕様書 1 通

入札しようとする物品等の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものとし、応札仕様書に示す別添の様式に従い作成し、提出するものとする。仕様書に対し、入札参加者が提示しようとする具体的な内容（品名、メーカー名、機種及び型番、規格、機能、性能、数量等）を分かりやすく記載すること。

##### ② 入札しようとする物品等のカタログ等 1 部

仕様書上で必要としている規格、機能、性能等を満たすことができるものを添付すること。

##### ③ 価格一覧表（税抜き） 1 通

物品及び諸経費の定価見積書（仕様書に準拠して品名、メーカー名、型番、数量、単位及び定価を記載した明細）を作成すること。また、メーカー標準価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格等を記載すること。

※応札仕様書のデータ（Excelファイル）が必要な場合は、次の所属あてにその旨を記載したメールをお送りください。

所属名 徳島県立二十一世紀館

メールアドレス nijuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp

### 2 入札書提出時

#### (1) 入札書等

##### ① 入札書 1 通

入札書を封筒に入れ「入札案件 真空凍結乾燥機 1 台」を記載すること。

##### ② 委任状（代理人が入札する場合） 1 通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

### 3 再入札時

##### ① 入札書及び封筒の予備 1 通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

## 契 約 書 (案)

買受人徳島県（以下「甲」という。）と納入者（以下「乙」という。）  
とは、真空凍結乾燥機の購入について、次のとおり契約を締結する。

（売買の目的及び目的となる物品）

第1条 売買の目的及び目的となる物品（以下「目的物品」という。）は、次のとおりとする。

（1）売買の目的

徳島県立博物館における真空凍結乾燥機の購入

（2）目的物品

| 品 名     | 規 格                | 数量 | 単位 | 金 額 | 付記 |
|---------|--------------------|----|----|-----|----|
| 真空凍結乾燥機 | 別添「真空凍結乾燥機仕様書」のとおり | 1  | 台  | 円   |    |

（契約金額）

第2条 契約金額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除とする。

（納入期限等）

第4条 乙は、令和8年3月31日までに、目的物品を徳島県立博物館に納入し、直ちに納品書をもってこの旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第5条 甲は、物品の納入を受けたときは、速やかに、乙の係員の立会いの上、物品の検査を行い、検査に合格したときは、目的物品の引渡しを受けるものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不良品があるときは、当該不良品を遅滞なく引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

（契約不適合責任）

第6条 目的物品について前条の検査終了後、甲において種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに乙に通知しなければならない。

2 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までにこれを契約に適合する物品に交換しなければならない。

3 前項の場合において、乙が交換に応じる期間は、前条の検査終了後1年間とする。

（危険負担）

第7条 目的物品の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲はこの契約を解除することができる。



(履行の遅延)

第8条 乙の責めに帰する事由により目的物品を納入期限までに納入しない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めたときは、遅延利息を徴収して納入期限を延期することができる。この場合の遅延利息は、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額につき年5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、甲は、算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、これを徴しないことができる。

2 甲は、乙が天災地変その他やむを得ない理由により納入期限内に義務を履行できないと認めるとき又は甲の都合により納入が遅れたときは、遅延利息を徴収しないものとする。

3 第1項の遅延日数については、検査に要した日数及び契約物件の検査の結果不合格となった場合における交換等のために要する第1回目の指定日数は、これを算入しない。

4 第5条第2項及び第6条に規定する指定された期間内に乙が良品を納入しないときは、前2項の規定を準用する。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、一括して委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が第4条に定める納入期限又は第5条第2項若しくは第6条の指定期日までに契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙から契約解除の申出があったとき。

(3) 乙又はその代理人がこの契約に違反したとき。

(4) 乙が地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に掲げる者に該当することとなったとき。

(5) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとし、なお、甲に損害があるときは、乙に賠償を請求することができる。

3 前項において、契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の100分の10に満たないときは、甲は、乙に相当額又は不足額を請求することができる。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害を、甲に請求できないものとする。

(代金の支払)

第11条 甲は、検査が完了し契約物件を受領した後、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙に代金を支払うものとする。



(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用及び目的物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県  
徳島県立二十一世紀館長

乙